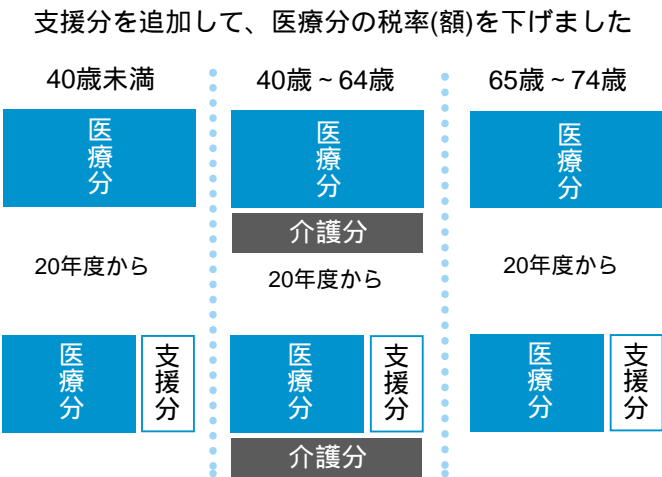


## 納税通知書を 6月27日(金)に発送します

平成20年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を、6月27日(金)にお送りします。  
 なお、6月に40歳になるかた(昭和43年6月2日〜7月1日生まれ)がいる世帯には、7月中旬にお送りします。

図1 国民健康保険税の内訳が変わります



### 国保税の内訳に「支援分」を加えました

国民健康保険税は、これまで、国保加入者の医療費を賄う「医療分」と、介護保険制度への納付金を賄う「介護分課税対象は40歳から64歳まで」の2本立てでしたが、今年度からは、この二つに、「支援分」の項目が加わります(図1参照)。

これは、75歳以上の後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に対し、74歳以下の人たちもお金を出し合い、支援していこうとするものです。

### 負担が増えないように 税率を調整しています

新たに「支援分」が加わったことで国保加入者の負担がこれまでより増えないように、今年度の「医療分」と「支援分」を合わせた所得割・均等割・平等割の税率(額)が、昨年度の「医療分」と同じくなるようにしました。ただし、課税限度額はこれまでの「56万円」から「59万円」に増えています。

なお、「介護分」の税率(額)は昨年度と変わりません。

### 75歳以上のかたがいる 世帯の軽減制度

75歳以上のかたが後期高齢者医療制度に加入し、その配偶者や同居している家族が国保に加入している場合は、国保税が次のように軽減されます(下図の例を参照)。

**軽減** 国保に加入していたかたが後期高齢者医療制度に加入し、国保加入者が1人になった場合

**軽減内容:** 医療分・支援分の平等割が半額になります(5年間)

**軽減** 会社などの健康保険に加入していたかたが後期高齢者医療制度に加入し、その被扶養者となっ

#### 75歳以上のかたがいる世帯の軽減(例)

<p><b>軽減 の例</b> 夫: 76歳 妻: 72歳</p> <p>2人とも国保の被保険者</p>	<p><b>軽減 の例</b> 夫: 77歳 妻: 73歳</p> <p>夫は会社の健康保険の被保険者、妻は夫の被扶養者</p>	<p><b>軽減 の例</b></p> <p>後期高齢者医療制度の被保険者に</p>	<p><b>軽減 の例</b></p> <p>国保の被保険者に</p>
<p><b>軽減 の例</b></p> <p>後期高齢者医療制度の被保険者に</p>	<p><b>軽減 の例</b></p> <p>国保の被保険者に(保険税が発生)</p>		

入っていた65歳以上のかたが国保に加入した場合

**軽減内容:** 医療分・支援分の所得割が0円に、均等割が半額になります(2年間)

の場合で、そのほかに国保加入者がいない場合は、平等割の半額が減額されます。ただし、一定の所得以下の世帯で、7割・5割の軽減法定軽減に該当し、すでに均等割・平等割の半額以上が減額になっている世帯を除きます。

# 国民年金 保険料の

## 免除申請を受け付け

所得の減少や失業などで、国民年金保険料の納付が困難な場合、本人の申請により免除される「申請免除制度」があります。

### 免除の種類と納付額(月額)など

**全額免除**▶全額の納付を免除します。免除期間は受給資格期間に入り、3分の1が年金額に反映します

**4分の3免除**▶納付額3,600円を納付すると、免除期間は受給資格期間に入り、2分の1が年金額に反映します

**半額免除**▶納付額7,210円を納付すると、免除期間は受給資格期間に入り、3分の2が年金額に反映します

**4分の1免除**▶納付額10,810円を納付すると、免除期間は受給資格期間に入り、6分の5が年金額に反映します

**若年者納付猶予**▶全額の納付を猶予します。猶予期間は受給資格期間に入りますが、年金額には反映されません

### 免除・猶予の承認を受けた保険料は追納できます

…10年以内であれば、国民年金保険料をさかのぼって納める(追納)ことができます。追納すると、将来の年金額は通常どおり納めた場合と同じになります。

\*学生を対象にした「学生納付特例」については、国保年金課にお問い合わせください。

### 申請期間

平成19年7月から平成20年6月までの分

▶7月31日(木)まで

平成20年7月から平成21年6月までの分

▶7月1日(火)から来年7月31日(金)まで

### 申請に必要なもの・申請窓口

年金手帳、印鑑のほか、失業や災害が理由のかたは、その事実を証明できるもの(雇用保険受給資格者証、離職票、り災証明書など)を持って、国保年金課、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所で手続きしてください。

\*免除の継続の手続きをしているかたは、社会保障事務所からの通知をご覧ください。

### 問い合わせ

免除・猶予申請は…国保年金課☎(866)2097

免除の継続通知は

…秋田社会保険事務所☎(865)2399

## 国保税の計算方法

国保税は、「医療分」「支援分」「介護分」のそれぞれの所得割・均等割・平等割を合算して算定します。

また、所得の申告をしていて、前年中の所得が一定額以下の場合には均等割額と平等割額の一部が減額されます。

### 国保税 (年額)

40歳未満 ▶【医療分】+【支援分】

40歳～64歳 ▶【医療分】+【支援分】+【介護分】

65歳～74歳 ▶【医療分】+【支援分】

II

税率

### 医療分

所得割額 平成19年1月～12月の  
総所得額(※)ー33万円 × 9.22%

均等割額 加入(対象者)の人数 × 22,960円

平等割額 1世帯あたり28,690円

+

### 新 支援分

所得割額 平成19年1月～12月の  
総所得額(※)ー33万円 × 2.51%

均等割額 加入(対象者)の人数 × 6,620円

平等割額 1世帯あたり7,450円

+

### 介護分

課税対象は  
40歳～64歳  
のかた

所得割額 平成19年1月～12月の  
総所得額(※)ー33万円 × 2.88%

均等割額 加入(対象者)の人数 × 8,950円

平等割額 1世帯あたり8,570円

※総所得額について…1人で複数の所得がある場合は、合計してから基礎控除額(33万円)を引き、医療分、支援分、介護分の税率をかけます。なお、昭和15年1月1日以前に生まれ、平成16年から公的年金を受給していたかたを対象にした特別控除は、昨年度で終了しました。

問い合わせは国保年金課へどうぞ

●課税内容…賦課担当☎(866)2099

●納付…収納推進室☎(866)2189

●口座振替・特別徴収…収納管理担当☎(866)2618



た  
だ  
き  
ま  
す  
。

### 年金からの天引きは21年度から

国保の加入者全員が65歳～74歳の世帯に対する国保税の年金からの天引き(特別徴収)は、平成21年度から始める予定です(20年度は、これまでどおり納付書や口座振替で納めていただきます)。

### 口座振替

世帯主が後期高齢者である場合の

世帯主が後期高齢者で、ご家族が

国保に加入している世帯は、引き続き

世帯主のかたが国保税の納税義務

者になります。なお、現在、口座振

替納付をご利用中の世帯は、変更・

解約などの申し出がない場合、引き

続き同じ口座から国保税を振り替え

します。